

【論文】

ジェンダー不平等と開発援助についての再考察

Gender Inequality and Foreign Aid

倉本 由紀子[†]

1. はじめに

「ジェンダーと開発」は、国際婦人年の目標達成を掲げた「国連婦人の10年」(1976~1985)宣言後から国際社会の規範として認識され¹⁾、その後、ジェンダー不平等の改善が開発²⁾推進に不可欠であるとの考え方は、国連ミレニアム開発目標(2000~2015)と持続可能な開発目標(SDGs:2015~2030)にも明記されている。国際連合児童基金(UNICEF)によると、世界が男女平等の強化に向けて大きく前進した結果、多くの女兒が初等教育を受けることが可能になり、児童婚の発生率も低下した。また法改正や社会規範の改善は、国家システムを健康、教育、水、衛生に対する女性や少女のニーズと脆弱性に迅速に対応させることを達成している。しかしながら、現在でも、思春期の女子の3人に1人が女性生殖器切除(FGM)を経験する可能性があり、女子の5人に1人が児童婚を強いられ、15~19歳の女子の4人に1人が教育も雇用訓練も受ける機会がなく、さらに、10-19歳のHIV感染者のうち女子が4分の3を占め、女子の10人に約4人が、夫の家庭内暴力は正当化されていると指摘する³⁾。そして、これら全ては、持続可能な開発目標達成予定の2030年までに、改善できないだろうとUNICEFは警鐘を鳴らす。本稿では、まず国際社会におけるジェンダー不平等の現状を、国際機関の統計データを使用し確認する。そして、これまでの政府開発援助(ODA)がジェンダー不平等を改善することに効果的であったかどうかについて分析し、開発援助政策のジェンダー不平等問題への取り組みについて考察する。最後に、日本の開発援助についても再考察し、ジェンダー不平等を改善する開発援助の試みから得られる課題を明らかにする。

2. 国際社会におけるジェンダー不平等の状況

国際機関は、国際社会のジェンダー不平等を改善するために、データを収集し可視化する試みを続けている。例えば国連開発計画(UNDP)は、2010年から、ジェンダー不平等指数(GII)を公表している。GIIは、開発政策分析と人権擁護のためのデータを提供する目的で考案され、リプロダクティブ・ヘルス(妊産婦死亡率と若年妊娠出産率)、エンパワーメント(議員の男女比と初等・中等教育の男女差)、労働市場(女性の労働市場参加率)という3側面におけるジェンダーの不平等が、UNDPの人間開発の潜在的達成にどの程度悪影響をもたらしているかを数値化したものである⁴⁾。UNDPの人間開発指数(HDI)とは、一国の開発のレベルを評価する際、経済成長だけでなく、人間の可能性に応じた人生の選択肢と機会を、保健、教育、所得という

[†] 立教大学社会学部兼任講師 kuramoto@rikkyo.ac.jp

人間開発の 3 つの側面から平均達成度を算出している。そして、リプロダクティブ・ヘルスを GII に導入する理由は、「妊産婦の安全性は、社会が女性の生殖面での役割をどのくらい大切に考えているかを反映しているからである。15～19 歳の女性 1000 人当たりの出産数が示すように、女性がきわめて若い段階で出産と育児を行うと、母子双方にとってリスクが大きく、思春期に母親になった女性は学校に通えなくなり、専門技能を必要としない職に就かざるをえなくなるのである⁵⁾」とする。GII は、0(男女が完全に平等)～1(男女の一方が他方より不利な状況に置かれている場合)の間の数値で表され、2020 年の「人間開発報告書」によると、世界 189 か国の平均値は現在 0.436 である。その中で、HDI が最も高いとされる 66 か国の GII は 0.173 で、一方 HDI が低い 32 か国は 0.592 と、格差が大きいことが明らかになっている⁶⁾。また、地域別では、欧州と中央アジア地域の GII 平均は 0.256 であるのに対し、サハラ以南のアフリカは 0.570、また所得別では、経済協力開発機構(OECD)加盟国の GII 平均が 0.205 に対し、最低所得国の GII 平均が 0.559 となっており、ジェンダー不平等の格差が見られる。

世界経済フォーラム(WEF)も、ジェンダー格差を経済、政治、教育、健康の 4 分野で分析し、ジェンダー・ギャップ指数(GGI)を毎年公表している。GGI の特徴は、各国の男女参画のレベルではなく格差を測定し、女性のエンパワーメントではなくジェンダー平等に焦点を当てることにあり、ジェンダー格差を指数化している。2021 年「ジェンダー・ギャップ報告書」(Global Gender Gap Report 2021)では、156 か国を比較調査し、各国の GGI を完全不平等が 0、完全平等が 1 と測定しランキングを公表した⁷⁾。2021 年の GGI 世界平均は 0.68 で、2020 年より 0.06 後退し、世界中のジェンダー格差を埋めるには 135.6 年かかると推定している。地域別では、欧州の GGI 平均は 0.766 であるのに対し、中東と北アフリカ地域は、最大のジェンダー格差(0.609)が存在すると分析する。

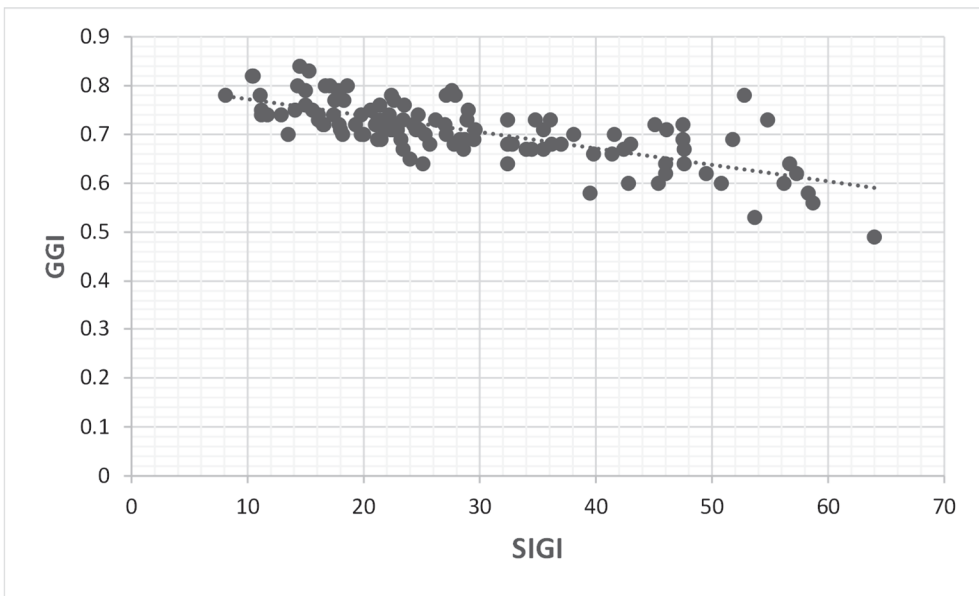
OECD は、民主主義を原則とする 38 か国の加盟国⁸⁾によって構成されている国際機関で、「OECD の三大目的」である 1)経済成長、2)貿易自由化、3)途上国支援に貢献することを目的としている⁹⁾。また OECD は、「男女平等は基本的人権であるだけではない。持続可能で包括的な成長をもたらす現代経済の繁栄の要でもある」¹⁰⁾とし、女性の教育、雇用、起業、政治参加などに関する調査結果を公表している。2017 年の「OECD ジェンダー白書 2」によると、過去 5 年間では、ジェンダー平等目標の達成に向けてほとんど進展しておらず、ジェンダー格差は世界の国々で社会経済生活のあらゆる分野に残存していると報告している¹¹⁾。特に、労働環境において、女性は、パートタイムで働く割合が男性より高く、管理職に昇進する割合が低く、差別を受けやすく、また低所得であると指摘する。

さらに OECD は、ジェンダー不平等をもたらす社会制度に焦点を当て、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントを妨げる法律、慣習、社会的態度などを可視化することを目的とした国際指標、「社会制度及びジェンダー指数(SIGI)」を 2009 年から発表している。SIGI によると、差別的な社会制度は、女性の人生の中の多くの場面で影響があり、正義、権利、エンパワーメントの機会へのアクセスを制限し、人生の選択に関する意思決定権限を阻むことになっているとしている。さらに男女不平等の根底にある要因として、差別的な社会制度は、教育、雇用、健康などの開発分野におけるジェンダー・ギャップを永続させ、女性と男性の両方に利益をもたらす権利に基づく社会変革への進展を妨げていると主張する。SIGI は、差別的な社会制度を測定する 27 の変数から構築されており、家族内の差別、身体にかかわる制限、生産的及び財源へのアクセス制限、市民の自

由の制限について指数を算出する。そして、その指数は、0 から 1 までの範囲のスコアで提示され、0 は女性に対する差別がないことを意味し、1 は女性に対する差別のレベルが非常に高いことを意味している¹²⁾。

OECD が調査した 120 か国中、SIGI 指数¹³⁾が低いほど、ジェンダー平等を妨げる社会制度が少ないことを示し、スイス(8.1)、スウェーデン(10.5)、デンマーク(10.4)、フランス(11.1)、ベルギー・ポルトガル(11.2)、スロベニア(12.9)で、社会制度にジェンダー平等への配慮があることを示している。また、社会制度がジェンダー差別を助長する可能性が高い国は、イエメン(64.0)、パキスタン(58.7)、イラン(58.3)、ジョーダン(57.3)、ギアナ(56.7)、レバノン(56.2)などである。調査を対象とした 120 か国の SIGI 平均は、29.5 だが、OECD が低所得国と分類する 23 か国¹⁴⁾の平均は、42.2 で、経済的な理由とともに、社会的制度にもジェンダー格差が潜在していると言える。

図 1 グローバル・ジェンダー・ギャップ指数と社会制度&ジェンダー指数



出典 *Global Gender Gap Report 2020* と *The OECD Development Centre's Social Institutions and Gender Index 2019* のデータを基に、筆者が作成

図 1 は、国際社会におけるジェンダー格差と社会制度によるジェンダー不平等の相関関係($r = -0.724$, $p < 0.5$)を示し、ジェンダー格差が小さいほど、社会の法制度におけるジェンダー平等が推進されていることが示唆される。法制度や慣習、社会的態度によるジェンダー不平等は社会に構造化され、ジェンダーエンパワーメントも阻害する。この「構造的暴力」¹⁵⁾の縮減は、ジェンダー不平等を改善するために、今後不可欠であると言える。

このように、国際比較調査を通じ、ジェンダー不平等を可視化し改善する努力は継続されているが、国際社会におけるジェンダー不平等の格差は、いまだ存在し縮減に向けた努力が必要なが明らかになった。さらに、OECD は、のジェンダー平等を実現することを目指す「2030 アジェンダ」の重要性を強調し、SDGs の達

成にはデータ不足を指摘している¹⁶⁾。例えば、2030 アジェンダの 53 のジェンダー関連指標のうち、有効なデータが利用できるのは 32 のみであり、すべてのデータ入手できる国は 12 か国(OECD, 2017)である。特に、女性の法的権利、政治的的代表性、政策を立案する権限、土地に関する権利などの重要な分野で不足しているとし、OECD は、援助国に、開発途上国や新興国での男女別データの収集の支援を促している¹⁷⁾。

3. 開発援助とジェンダー不平等

ジェンダー不平等を可視化する国際機関の取り組みに対し、長年実施された政府開発援助は、ジェンダー不平等を改善することができているのだろうか。開発援助の年次報告書では、数多くの実績が紹介されているが、ジェンダー不平等に対する開発援助の効果を検証する研究はあまり多くない。

Swain, Garikipati and Wallentin は、2000 年以降の政府開発援助の効果を検証する研究が、開発援助の受益国の経済や社会指標にどのくらい影響があったのかに焦点を当てていると指摘し、その中で、ミクロレベルの研究では、効果があったことが明らかであると議論する¹⁸⁾。例えば、教育分野への援助が途上国の小学校入学率を向上させた例(Michalowa, 2004; Dreher, 2014)や、保健分野の援助が幼児の死亡を減少させた研究(Gyimah-Brempong and Asiedu, 2008)がある。途上国の経済に対する開発援助の非効率性も Rajan and Subramanian(2005)や Easterly(2006)らに指摘されているが、ジェンダー不平等の改善や女性のエンパワーメントが開発に利益をもたらしたとする十分な調査結果のもと、国連や世界銀行は、開発援助がジェンダー平等を推進しているかどうかを注視している¹⁹⁾。例えば、ジェンダー不平等が途上国の経済成長や生産性に影響を及ぼすとの研究があり、Klasen and Lamanna (2009)は、労働市場のジェンダー格差による経済成長への悪影響を指摘する。

開発援助のジェンダー課題における効果については、Pickbourn and Ndikumana は、開発援助を分野別に調査し、健康や教育分野への援助増加は、産婦死亡率と青少年期のジェンダー不平等の削減に効果があったと報告する²⁰⁾。Bali moune-Lutz は、中東と北アフリカの 13 か国による 2002 年から 2010 年の開発援助の影響についての調査から、ジェンダー平等を推進する組織や機関への開発援助は、途上国の女性の政治的エンパワーメントに効果があったと示唆する²¹⁾。また、開発援助の効果として、途上国の土地保有制度改革は、ジェンダー格差の改善を促進したとの研究がある²²⁾。またマイクロクレジットや企業開発における開発援助については、研究結果に一貫性がなく結論はまだ出ていないと指摘する²³⁾。

開発援助授与国のジェンダー課題への配慮については、研究結果に矛盾も見られる。Dreher, Gehring and Klasen(2015)は、1982 年から 2011 年のデータを使用し、教育と保健分野でジェンダー格差が顕著である場合、開発援助授与国が、援助額を増加させるなど、ジェンダー課題に配慮が見られたと指摘する²⁴⁾。しかしながら、Hicks and Maldonado の研究によると、開発援助によって、受益国のジェンダー不平等や男女格差が改善された場合、その結果に対して、開発援助額が増加したりすることはなかったと報告する²⁵⁾。

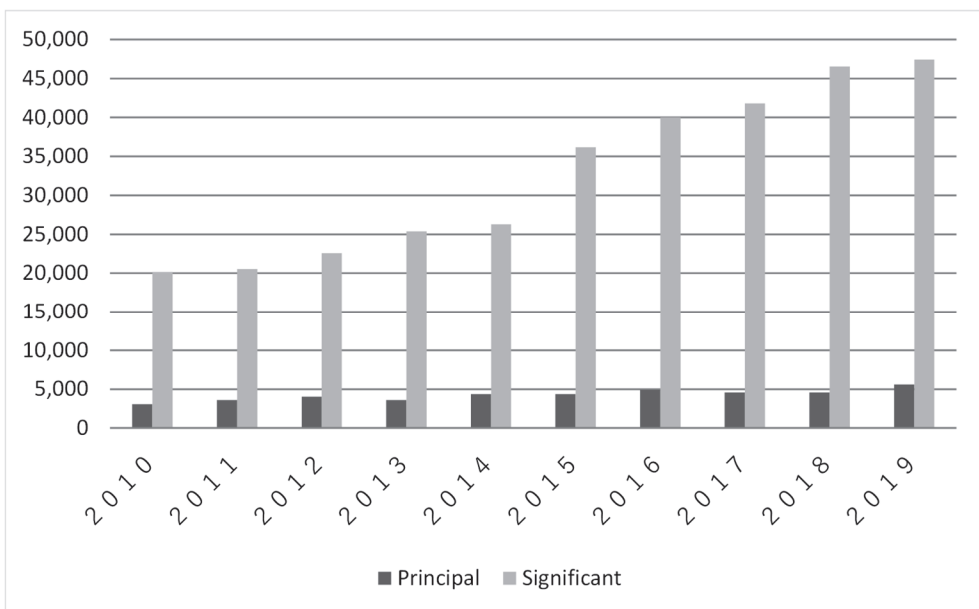
Swain, Garikipati and Wallentin(2020)は、開発援助を受ける 100 か国を対象に、開発援助のジェンダー課題における効果について、共分散構造分析を行い、その結果、ジェンダー課題の改善には、開発援助をジェンダー課題に焦点を当てて行うことが重要だと指摘する。以上のように、ジェンダー不平等を改善する開発援助の在り方についても議論が存在し、今後も開発援助政策のモニタリングや検証が必要だと言える。

4. 開発援助とジェンダー不平等についての考察

OECDの開発援助委員会(DAC)も、ジェンダー平等に関するSDGsのコミットメントの実現に対する政府開発援助の提供が不十分であり、資金の一部しか女性のニーズに対応するために使用されていないと報告する²⁶⁾。DACは、1960年に米国の提唱により設立された開発援助グループ(DAG)が1961年に発足したOECDの委員会に改組されたものである²⁷⁾。DACは、現在OECD加盟国のうちチリ、エストニア、イスラエル、メキシコ、トルコ、ラトビア、リトアニア、コロンビア、コスタリカを除く29か国と欧州連合(EU)の合計30のメンバーで構成²⁸⁾され、「貧困層に配慮した経済成長を含む持続的開発、貧困削減、途上国の生活水準の向上及び援助への依存から脱却した将来へ貢献するための開発協力と他の政策の推進」を目的とする²⁹⁾。

DACは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する政府開発援助を推進するために、*Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment: Donor Charts*を毎年発表している。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する援助とは、OECDのDACが「Gender equality focused aid」と定義する開発援助で、性別における差別や不平等削減のための援助も含まれる。このジェンダー平等推進援助は、2種類に分類され、ジェンダー平等が、援助プロジェクトの主な目的である場合、「Principal」な目標を持っているとされ、女性や女子に関する法の理解の促進や、ジェンダー暴力防止、社会的不利な立場にある女性や女子の支援を目的としたセーフティネット・プロジェクトが具体的例として挙げられている。またジェンダー視点を取り入れた「Significant」と呼ばれる援助は、ジェンダー平等を第1目的とはしていないが、ジェンダー平等に配慮されたプロジェクトを意味し、例えば安全な飲料水確保を目標としたプロジェクトなど、女子や女性も安全にかつ容易に、その利益を得られる援助を含む。

図2 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する援助(US \$ million)



出典 OECD Gender-related aid data at a glance のデータを基に筆者が作成

図2が示すように、ジェンダー平等を少なくとも重要目標の1つに置いた援助(Significant)は、2015年以降増加傾向にあるが、ジェンダー平等を第1目標とする援助額(Principal)は、ほぼ横ばいである。また、OECD加盟国のジェンダー平等を支援するための開発援助は2000年以降、4倍以上増加し、2019年には、530億米ドルに上った。しかしながら、ジェンダー平等を第1目標とする援助(Principal)は、約56億米ドルで、DAC加盟国の援助額の約4%にすぎなかった³⁰⁾。また、ジェンダー配慮が見られた援助(Significant)は、約474億米ドルで、女性のニーズと利益を推進するために拠出された合計援助額は、DAC加盟国平均は総援助額の約44%であった³¹⁾。

ジェンダー平等を推進し、それに配慮する開発援助は、本来多くの開発プロジェクトとして認識されるべきで、カナダの政府開発援助では92%、アイスランドは88%、スウェーデンは84%と高い水準を維持している³²⁾。一方、ポーランドのジェンダー平等を推進する政府開発援助の割合は4%である。このように、ジェンダー平等を重要視する援助国間の格差が改善されない中、2016年12月に、DACは、従来使用していた「ジェンダー平等政策マーカー(gender equality policy marker)」に指標を加え、ジェンダー平等を目標とする援助活動を計測し、記録する統計ツールとして使用を開始している。そのため、DAC加盟国は、DACへの援助の年次報告の一環として、3点スコアリングシステムに従って、政策目標としてジェンダー平等を対象とすかどうかを各プロジェクト/プログラムに示す義務が課されている。ジェンダー視点の重要性を確認することが目的であり、開発援助規範にも影響を与えることが期待されているが、今のところジェンダー平等を最重要課題として取り組む援助プロジェクト数は、全体的に増加していない。

さらに、DACの報告書によると、女性の経済的エンパワーメントがジェンダー平等とSDGsの実現に重要であるとの国際的な認識が高まっているにもかかわらず、経済・生産部門でのジェンダー平等を支援する援助は、全体の約10%であった³³⁾。また2010年から2018年の開発援助累計額でも、社会インフラへのジェンダー平等を支援する援助額は、経済インフラへの開発援助の4倍であった。そのため、2019年6月に開催された20か国財務大臣・中央銀行総裁会議では、「インフラ投資により創出される機会を通じて、女性のエンパワーメントを如何に促進するかを、特に考慮すべき」と「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に明記されている³⁴⁾。教育や健康・公衆衛生問題の改善を通じてジェンダー格差を是正する援助が主流であったが、経済や労働分野におけるジェンダー平等に向けての支援の増大が今後求められる。

5. 日本の開発援助とジェンダー

開発援助とジェンダー不平等に関する事例研究として、日本の援助政策について検証を試みる。日本政府は、1995年「国連北京会議」で「開発と女性(WID)」イニシアティブを発表している。このイニシアティブは、女性を主たる受益対象とした援助の実施、個々の援助案件における計画、実施及び評価等あらゆる段階での女性の参加・受益への配慮とそのためのさらなる努力、この分野における他の援助国、国際機関及びNGOとの協力並びにNGOを含めた人材育成への努力を約束した³⁵⁾。また、持続可能な経済・社会開発のために3つの重点分野「教育」「保健」及び「経済・社会活動への参加」に焦点を当てている。

このイニシアティブは、日本が世界最大の援助国かつアジアの援助国であることを踏まえ、アジアで開催される初めての世界女性会議の機会に策定、発表されることになった³⁶⁾。同時に国連開発計画(UNDP)・日本

WID 基金が日本政府によって設立された。基金の目的は「男女格差の是正」と「女性のエンパワーメント」を促進し、「持続可能な人間開発」と「貧困削減」の実現に貢献することであった。WID 基金は1995年に100万米ドルでスタートし、2002年までに、1250万米ドルに達し、50件のプロジェクトを支援した³⁷⁾。しかし、このWID 基金は2003年に、他の基金とともに、パートナーシップ基金に吸収されている³⁸⁾。

北京会議から10年後の2005年に開かれた第49回国連婦人の地位委員会において、日本政府は、新たに「ジェンダーと開発(GAD)」イニシアティブを発表している。GADとは、ジェンダー不平等を生み出す社会制度や仕組みの変革、男性の役割にも目を向け、女性のエンパワーメントを重視することを目的としている。ここで初めて、ジェンダー主流化のアプローチが日本の政府開発援助に導入され、開発援助におけるジェンダー視点の重要性が強調された³⁹⁾。ジェンダー主流化は、ジェンダー視点に立った重要な開発政策のプロセスとして、国際社会で徐々に受容されたのである。ジェンダー主流化は、国連経済社会理事会で「すべての分野のすべてのレベルの法律、政策、施策を含め、すべての施行が女性と男性に及ぼす影響を評価する過程である。女性と男性が等しく便益を受け、不平等が持続しないよう、女性及び男性の関心と経験を政治、経済、社会すべての分野における政策や施策の計画、実施、監視及び評価の不可欠な要素とするための戦略である。最終目標は、ジェンダー平等を達成することである」と定義されている⁴⁰⁾。

GAD イニシアティブには、女性のみ重点3分野に限定される印象にあったWID イニシアティブの改定も盛り込まれている。このイニシアティブの策定経緯には、1)2002年度に外部有識者の協力を得て実施した「開発における女性支援(WID)/ジェンダー政策評価」で、男女格差是正を達成するためには、女性のみをターゲットとするのでは限界があるため、ジェンダー主流化を推進するイニシアティブに改定するとの提言があった。2)2003年8月に改定された「政府開発援助大綱」の基本方針の1つに「公平性の確保」が掲げられ、男女共同参画の視点の重視が明記された。3)2004年4月、男女共同参画会議の下に設置された苦情処理・監視専門調査会「男女共同参画の視点に立った政府開発援助(ODA)の推進について」が発表され、教育、保健、経済社会活動への参加の3分野を対象としていたWID イニシアティブを、すべての分野を対象としたイニシアティブへと改定することが提案された。そしてWID イニシアティブを抜本的に改定したGAD イニシアティブを、外部有識者を交えたタスク・フォース(女性が50%を占めた)で、策定している⁴¹⁾。その後、2015年に発表された「開発協力大綱」の理念には、「人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する」と明記され、開発協力の適正性確保のため原則として、「男女平等、開発の担い手としての女性活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む」とジェンダー主流化の実施についても言及されている⁴²⁾。

日本の開発援助におけるジェンダー問題への取り組みについては、OECDのDACが監査を実施している。2016~2017年のDACメンバーの開発援助を検証した2021年 *Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment*によると、ジェンダー問題への配慮が認識できるDACメンバーの政府開発援助の割合は平均44%と比較して、日本は52%であり、現在DACメンバー30か国中14位である。しかし、2000年代は約5%で推移し順位も低かった。2010年以降増加傾向にあり、2019年に国際協力機構(JICA)によって実施されたジェンダー案件は、技術協力プロジェクトが最も多く35件、次に有

償資金協力が 27 件、無償資金協力 12 件であるが⁴³⁾、ジェンダーに主眼を置く案件の割合はあまり増えておらず、案件全体における比率は、DAC 加盟国平均の 3.8%に対し日本は 0.6%であった⁴⁴⁾。

DAC は、援助の量的拡大と質の改善、援助政策の効率を向上させるための国際開発規範を加盟国で共有するため、加盟国の援助政策の「開発協力相互レビュー(OECD Development Co-operation Peer Reviews)」も実施している⁴⁵⁾。2020 年に日本の政府開発援助の調査結果報告があり、前回の 2014 年の報告を基に査定や助言が提示されている。ジェンダーに関する点については、「日本はジェンダーの主流化に関する具体的なガイドラインを策定している」と、*OECD Development Co-operation Peer Reviews: JAPAN 2020* は評価し、ジェンダーの主流化ガイドラインは、プロジェクトサイクルの各段階に具体的なステップを記述していると評価している。しかし、援助セクター間におけるジェンダー配慮の不均等性も指摘している。経済インフラに重点を置く日本の開発援助に、ジェンダー平等を推進する開発プロジェクトの増加が望まれている。

6. おわりに

筆者は、2010 年に開発援助とジェンダー主流化について調査し、ジェンダー平等を支援する開発援助の課題などを指摘した。本稿は、その Follow-up として、国際社会のジェンダー不平等状況やジェンダー平等支援の開発援助の効果に関する研究、そして日本の政府開発援助のジェンダー主流の取り組みについて検証を行った。長年、開発プログラムにおけるジェンダー平等を支援する取り組みの重要性が指摘されてきたにもかかわらず、ジェンダー不平等の改善を主目的とした援助プログラムが少なく、過去 10 年間増加していないことが明らかになった。また DAC は、「ジェンダー平等を支持する援助は、主に社会インフラ部門、時に基礎教育と健康(人口問題やリプロダクティブ・ヘルスを含む)に集中している」⁴⁶⁾と約 15 年前に指摘しているが、いまだ改善されていないことも判明した。さらに本稿では、法制度や社会規範におけるジェンダー不平等とジェンダー格差の相関関係も示し、国際社会に潜在する構造的暴力の縮減の必要性も明らかにした。日本の開発援助については、近年のジェンダー主流化の推進は評価すべきであるが、「ジェンダー主流化」がジェンダー平等を達成するための大切な手段であることが認識されたのは、1995 年 9 月、北京で開催された第4回世界女性会議であることを考慮すると、取り組みが遅いと言わざるをえない。今後も、開発プロジェクトにおけるジェンダー不平等の改善とジェンダー主流化の重要性を再確認し、開発援助によるジェンダー格差への効果に関する分析などの研究や調査が必要であると言える。

注

- 1) Swain, Garikipati and Wallentin, “Does Foreign Aid Improve Gender Performance in Recipient Countries?” *Journal of International Development*, 32:1171.
- 2) 経済開発は一般的に経済成長や発展を示すが、社会開発は吉川健治の定義によると「人々が主体的に開発に参加し、人間こそが開発の主体であるという考え方」である。山田満『新しい国際協力論』2018:47。本稿では、「開発」は経済・社会開発を含む。
- 3) 国際連合児童基金(UNICEF)“Global annual results report 2019: Gender equality.”

- 4) 国際連合開発計画 駐日代表事務所「ジェンダー不平等指数(GII)とは」.
- 5) 同上.
- 6) *United Nations, Human Development Report 2020, “Gender Inequality Index.”*
- 7) World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2021*, 10.
- 8) 加盟国は,ドイツ,フランス,イタリア,オランダ,ベルギー,ルクセンブルク,フィンランド,スウェーデン,オーストリア,デンマーク,スペイン,ポルトガル,ギリシャ,アイルランド,チェコ,ハンガリー,ポーランド,スロバキア,エストニア,スロベニア,ラトビア,リトアニア,日本,英国,米国,カナダ,メキシコ,オーストラリア,ニュージーランド,スイス,ノルウェー,アイスランド,トルコ,韓国,チリ,イスラエル,コロンビア,コスタリカ(2021年10月時点).
- 9) 経済産業省,「経済協力開発機構(OECD)」.
- 10) 経済協力開発機構,「図表でみる男女格差」:3.
- 11) 同上: 3.
- 12) 経済協力開発機構 OECD, *Social Institutions and Gender*.
- 13) SIGI は,注 12 で詳しく説明されている.
- 14) 低所得国 23 か国は,アフガニスタン・ベナン,ブルキナファソ,中央アフリカ共和国,チャド,コンゴ民主共和国,エチオピア,ギニア,ハイチ,リベリア,マダガスカル,マラウイ,マリ,モザンビーク,ネパール,ルワンダ,セネガル,シエラレオネ,タジキスタン,タンザニア,トーゴ,ウガンダ,イエメン.
- 15) ヨハン・ガルトウング「構造的暴力と平和」.
- 16) 経済協力開発機構,「図表でみる男女格差」:61-71.
- 17) 経済協力開発機構,「図表でみる男女格差」:69.
- 18) Swain, Garikipati and Wallentin, “Does Foreign Aid improve gender performance in Recipient Countries?”:1174.
- 19) 同上: 1175.
- 20) Pickbourn and Ndikumana, “The Impact of the Sectoral Allocation of Foreign Aid on Gender Inequality.”
- 21) Balamoune-Lutz, “The effectiveness of Foreign Aid to Women’s Equality Organization in the MENA.”
- 22) 例えば, Ali, Deininger and Goldstein, “Environmental and Gender Impacts of land Tenure Regularization in Africa: Pilot evidence from Rwanda”; Deiniger, Ali, Holden and Zevenbergen, “Rural Land Certification in Ethiopia: Process, Initial Impact, and Implications for Other African Counties”; Newman, Tarp, and van den Broeck, “Property Rights and Productivity: The Case of Joint Land Titling in Vietnam.”
- 23) Grown, Addison and Tarf, “Aid for Gender Equality and Development: Lessons and Challenges.”
- 24) Dreher, Gehring and Klasen, “Gesture Politics or Real commitment? Gender Inequality and the Allocation of Aid.”
- 25) Hicks and Maldonado, “Do Foreign Aid Donors Reward Recipients for Improving Gender

Outcome?”

- 26) 経済協力開発機構,『図表でみる男女格差』: 64.
- 27) 外務省, 「OECD 開発援助委員会」.
- 28) 現在のメンバーは, OECD 加盟国(38 カ国)中の 29 カ国と, 欧州連合(EU)の合計 30。(オーストラリア, オーストリア, ベルギー, カナダ, チェコ, デンマーク, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, アイスランド, アイルランド, イタリア, 日本, 韓国, ルクセンブルグ, オランダ, ニューゼーランド, ノルウェー, ポーランド, ポルトガル, スロバキア, スロベニア, スペイン, スウェーデン, スイス, 英国, 米国及び欧州連合(EU)).
- 29) OECD 日本政府代表部, OECD の概要: 開発援助委員会 - DAC: Development Assistance Committee
- 30) OECD, Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment (2021).
- 31) 同上.
- 32) 同上.
- 33) OECD, Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment (2019).
- 34) 「国際開発ジャーナル」2019 年 8 月号, 16.
- 35) 内閣府 男女共同参画局, 2016『平成 17 年版男女共同参画白書』第 12 章 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献.
- 36) 倉本由紀子「開発とジェンダー 政府開発援助のジェンダー主流化」.
- 37) United Nations Development Programme, 『UNDP/日本 WID 基金:2002 年度 年次報告書』
- 38) 倉本由紀子「開発とジェンダー 政府開発援助のジェンダー主流化」:85.
- 39) 同上.
- 40) 同上.
- 41) 同上.
- 42) 外務省, 「日本の ODA の取り組み」.
- 43) 国際協力機構, 「2019 年度 JICA ジェンダー案件実績」.
- 44) 「国際開発ジャーナル」2019 年 8 月号: 17.
- 45) OECD 日本政府代表部.
- 46) 経済協力開発機構(OECD): Aid Activities in Support of Gender Equality 1999-2003 (筆者日本語訳).

参考文献

- Ali, Daniel Ayalew, Klaus Deininger and Markus Goldstein, 2014, “Environmental and gender impacts of land tenure regularization in Africa: Pilot evidence from Rwanda,” *Journal of Development Economics*, 110: 262-275.
- Balioune-Lutz, Mina, 2016, “The effectiveness of Foreign Aid to Women's Equality Organization in the MENA,” *Journal of International Development* 28(3): 320-341.
- Deininger, Klaus, Daniel Ayalew Ali, Stein Holden, and Jaap Zevenbergen, 2008. “Rural Land

- Certification in Ethiopia: Process, Initial Impact, and Implications for Other African Countries,” *World Development* 36(10), 1786-1812.
- Dreher, Axel, Kai Gehring and Stephan Klasen, 2014, “Gesture Politics or Real commitment? Gender Inequality and the Allocation of Aid,” *World Development* 70, 464-480.
- Easterly, William, 2006, *The White Man’s Burden: Why the West’s Efforts to Aid the Rest Have Done So Much Ill and So Little Good*. Penguin Press: New York.
- Gyimah-Brempong, Kwabena and Elizabeth Asiedu, 2008, “Aid and Human Capital Formation: Some Evidence.” Presented at African Development Bank/United Nations Economic Commission for Africa Conference.
- Grown, Caren, Tony Addison and Finn 2016, “Aid for Gender Equality and Development: Lessons and Challenges,” *Journal of International Development* 28: 311-319.
- Hicks, Daniel and Beatriz Maldonado, 2020, “Do Foreign Aid Donors Reward Recipients for Improving Gender Outcome?” *Applied Economics Letters*, 27(1), 46-51.
- Klasen, Stephan and Francesca Lamanna, 2009, “The Impact of Gender Inequality in Education and Employment on Economic Growth: New Evidence for a Panel of Countries,” *Feminist Economics* 15(3): 91-132.
- Machalowa, Katharina, 2004, “Aid Effectiveness Reconsidered: Panel Data Evidence for the Education Sector”, Hamburg Institute of International Economics.
- Newman, Carol , Finn Tarp, and Katleen van den Broeck, 2015, “Property Rights and Productivity: The Case of Joint Land Titling in Vietnam,” *Land Economics* 91(1), 91-105.
- Organisation for Economic Co-operation and Development, 2004, *Aid Activities in Support of Gender Equality 1999-2003*.
- Organisation for Economic Co-operation and Development, 2019, *Aid in Support of Gender Equality and Women’s Empowerment 2019*.
- Organisation for Economic Co-operation and Development, 2021, *Aid in Support of Gender Equality and Women’s Empowerment 2021*.
- Organisation for Economic Co-operation and Development, *Social Institutions and Gender*(2021年10月5日取得 <https://data.oecd.org/inequality/social-institutions-and-gender.htm#indicator-chart>.)
- Pickbourn, Lynda and Léonce Ndikumana, 2016, “The Impact of the Sectoral Allocation of Foreign Aid on Gender Inequality,” *Journal of International Development*, 28: 396-411.
- Rajan, Raghuram and Arvind Subramanian, 2008, “Aid and Growth: What Does the Cross-Country Evidence Really Show?” *The Review of Economics and Statistics*, 90(4): 643-665.
- Swain, Ranjula Bali, Supriya Garikipati, Fan and Yang Wallentin, 2020, “Does Foreign Aid Improve Gender Performance in Recipient Countries?” *Journal of International Development* 32: 1171-

1193.

United Nations, *Human Development Report 2020*, “Gender Inequality Index.”

World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2021*.

OECD 日本政府代表部,「OECD の概要:開発援助委員会 - DAC: Development Assistance Committee」

(2021年10月5日取得:https://www.oecd.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000195.html).

経済協力開発機構, 2017,『図表でみる男女格差 OECD ジェンダー白書2』明石書店

経済産業省,「経済協力開発機構(OECD)(2021年10月5日取得:

(2021年10月5日取得 https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/oecd/index.html).

外務省,「OECD 開発援助委員会」(2021年10月5日取得,

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac_gaiyo.html).

外務省,「ジェンダー 日本の取り組み」(2021年10月5日取得,

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/gender/initiative.html>).

倉本由紀子, 2011,「開発とジェンダー—政府開発援助のジェンダー主流化—」東京家政大学人間文化研究所紀要, 5: 80—90.

国際開発ジャーナル, 2019,『国際開発ジャーナル』2019年8月号.

国際協力機構, 2019,「2019年度 JICA ジェンダー案件実績」(2021年10月5日取得,

https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/annual_reports/ku57pq00002hdtntl-att/annual_report_2019.pdf).

国際連合開発計画 駐日代表事務所「ジェンダー不平等指数(GII)とは」(2021年10月5日取得,

https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/library/human_development/human_development1/hdr_2011/QA_HDR4.html).

国際連合児童基金(UNICEF)“Global annual results report 2019: Gender equality” (2021年10月5日取得, <https://www.unicef.org/reports/global-annual-results-2019-gender-equality>).

内閣府 男女共同参画局, 2016『平成17年版男女共同参画白書』.

吉川健治, 2018「社会開発と経済開発」山田満, 2018,『新しい国際協力論』明石書店, 45—94.

ヨハン・ガルトゥング, 1991,『構造的暴力と平和』中央大学出版部.

United Nations Development Programme, 2002,『UNDP/日本 WID 基金:2002年度 年次報告書』.